

昭和41年第10回宜野湾市議会（定例・臨時）会議録

12月26日（第3日目）

午前10時7分 開会
午後1時13分 閉会

1. 出席議員（20名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1番 伊 佐 徳次郎 | 2番 高 徳 吉 |
| 3番 大 川 正 謙 | 4番 天 久 盛 准 |
| 5番 官 城 正 光 | 7番 官 城 仁 政 |
| 8番 又 吉 正 弘 | 9番 官 里 敏 行 |
| 10番 比 嘉 守 盛 | 12番 崎 間 正 篤 |
| 13番 平 原 藤 信 | 14番 仲 村 泰 信 |
| 15番 山 本 朝 保 | 16番 武 島 行 男 |
| 17番 多和田 真 一 | 18番 大 川 昇 仁 |
| 19番 玉 那 覇 行 昭 | 20番 伊 佐 徳 仁 |
| 21番 比 嘉 義 定 | 22番 古 波 取 清 次郎 |

2. 欠席議員（ 名）

なし

3. 出席説明員

- | | | |
|-------------------------|---------------------------|-------------|
| 市長 時間 一 郎 | 建設部長 沢 悠 安 一 | 収入役 眞 盛 好 水 |
| 総務部長 伊 礼 徳 元 | 保健衛生部長 多和田 真 一 | |
| 建設部長 新 三 信 榮 | 水道部長 仲 行 春 盛 | |
| 消防長 大 城 仁 幸 | 港湾長 知 念 俊 吉 | |
| 企画部長 武 島 賢 | 総務課長 辺 土 名 朝 敏 | |
| 財政部長 玉 城 盛 一 | 市民課長 古 波 取 信 三 | |
| 産業課長 比 嘉 盛 光 | 市民課長 官 城 信 光 | |
| 社会課長 花 崎 正 信 | 保健衛生課長 知 念 和 夫 | |

衛生課長 伊 佐 友 敬	農林課長 崎 間 政 光
商工観光課長 米 須 尚 信	施設課長 具 志 清 榮
都市計画課長 我如古 馨 一	土木課長 高宮城 昇
下水道課長 松 川 榮 一	管線課長 奥 田 将 弘
工務課長 金 城 建 榮	会計課長 天 久 爽
教育委員会事務局課長 仲 村 裕 吉	教育委員会教育課長 香 天 間 朝 智
消防本部事務局課長 国 吉 真 義	消防本部警防課長 原 盛 真

4 同会事務局出席者

事務局長 末 吉 健 男	庶務係長 照 田 敬
記録係長 島 袋 真 由	書記 仲 村 裕 夫
書記 比 嘉 定 治	

5 日誌日録(第 3 号) 昭和49年12月26日(火曜)

日誌第1 別紙の通り

日誌第2 _____

日誌第3 _____

日誌第4 _____

日誌第5 _____

第10回宜野湾市議会定例会議事日程表

(第3号)

昭和47年/2月26日(火)

午前10時開会

- 日程第1 議案第14号 大山小学校敷地賃賃料値上げについての取付
- 日程第2 議案第148号 宜野湾市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 閉会中継続審査申出書(総務委員会)
- 日程第4 閉会中継続審査申出書(建設委員会)
- 日程第5 認定第7号 / 972年度宜野湾市養老センター特別会計歳入歳出決算認定について
(経民委員長報告)
- 日程第6 議案第135号 宜野湾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について(経民委員長報告)
- 日程第7 議案第136号 宜野湾市社会福祉事務所設置条例について(経民委員長報告)
- 日程第8 議案第137号 宜野湾市国民健康保険条例について(経民委員長報告)
- 日程第9 議案第138号 宜野湾市国民健康保険現条例について(経民委員長報告)
- 日程第10 議案第139号 宜野湾市国民健康保険特別会計条例について(経民委員長報告)
- 日程第11 議案第145号 昭和47年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算(経民委員長報告)
- 日程第12 議案第147号 宜野湾市図書館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
(経民委員長報告)
- 日程第13 議案第140号 公共の団体に付すべき公の事務の利用及び廃止に関する条例の一部を改正する条例について(経民委員長報告)
- 日程第14 議案第132号 宜野湾市設置条例の一部を改正する条例について(経民委員長報告)

- 日程第15 議案第33号 宜野湾市職員定款条例の一部を改正する条例について（議院委員長報告）
- 日程第16 認定第5号 / 972年度宜野湾市公有水面埋立特別会計歳入歳出決算認定について（建設委員長報告）
- 日程第17 認定第6号 / 972年度宜野湾市土地区画整理第二地区埋立特別会計歳入歳出決算認定について（建設委員長報告）
- 日程第18 議案第42号 宜野湾市下水道条例について（建設委員長報告）
- 日程第19 議案第44号 昭和47年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算（建設委員長報告）
- 日程第20 議案第46号 昭和47年度宜野湾市水道事業会計補正予算（建設委員長報告）
- 日程第21 認定第8号 宜野湾市の市道認定について（建設委員長報告）
- 日程第22 議案第8号 公有水面使用並に埋立許可願いについて（建設委員長報告）
- 日程第23 認定第4号 / 972年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算認定について（建設委員長報告）
- 日程第24 議案第34号 期末手当の特別に関する条例について（総務委員長報告）
- 日程第25 議案第43号 昭和47年度宜野湾市一般会計補正予算（総務委員長報告）

昭和47年12月26日

宜野湾市議会議長
古波辰 哲次郎 談

臨時常任委員会
委員長 大川 昇

閉会中継続委員会報告

/ 2月定例会まで経過を待つより議決された下記の事件

はいまだ議論を得るに至らず、閉会中もこの継続委員会を設けて、委員定期議/0/条の規定によるものと決定したから、会議規則第/0/条の規定により示出る。

1. 付託案件

- 議案第29号 公民館建設基金の増資方法について
- 議案第30号 公民館建設基金の増資方法について
- 議案第31号 幸音、第二等の建設基金増資方法について
- 議案第32号 幸音、第二等の建設基金増資方法について
- 議案第33号 公民館建設基金の増資方法について

明治47年12月26日

宜野湾市議会議員
吉波 敏 次郎 謹

副市長 大川 勇

副市長 大川 勇

12月定例会までに審査を終了し、議決された下記の事件
はいまだ結論を得るに至らず、現会中もその審査を完了す
るものと決定したから、会務規則第101条の規定により申
し出る。

1. 付託案件

- 政指第1号 全日本建設株式会社の新増設に関する調査
- 政指第2号 公民館建設費の増徴に関する調査
- 政指第3号 学費、給費等の増徴に関する調査
- 政指第4号 公民館建設費の増徴に関する調査
- 政指第5号 公民館建設費の増徴に関する調査

昭和47年12月23日

宜野湾市議会

古波蔵 清次郎 説

経済民生教育常任委員長

委員長 天久 定雄

委員会調査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したかっ
て会議規則第100条の規程により報告します。

事件の 番号	件名	議決の 結果
議定 第7号	1972年度宜野湾市強さん研究センター 特別会計歳入歳出決算認定について	議定
議案 第135号	宜野湾市特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例について	原案 可決
議案第 136号	宜野湾市社会福祉事務所設置条例について	〃
議案第 137号	宜野湾市国民健康保険条例について	〃
議案第 138号	宜野湾市国民健康保険税条例について	〃
議案第 139号	宜野湾市国民健康保険特別会計条例について	〃

議案第 145号	昭和47年度宜野湾市国民健康保険特別会計 予算	原 可 決
議案第 141号	宜野湾市屠宰場の設置及び管理に関する条例 を廃止する条例について	//
議案第 140号	議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止 に関する条例の一部を改正する条例について	//
議案第 132号	宜野湾市部、設置条例の一部を改正する条例 について	//
議案第 133号	宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例 について	//

昭和47年12月23日

宜野湾市議会副議長
古波蔵 清次郎 殿

建設常任委員会
委員長 又吉 正弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定した
から、議規則第100条の規程により報告します。

事件の 番号	件 名	議決の 結果
認定 第5号	1972年度宜野湾市公有水面埋立特別会計 歳入歳出決算認定について	認 定
第6号	1972年度宜野湾市土地区画整理第二地区 清算金特別会計歳入歳出決算認定について	//
議案第 142号	宜野湾市下水道条例について	原 案 可 決
144号	昭和47年度宜野湾市下水道事業特別会計 補正予算	//
146号	昭和47年度宜野湾市水道事業会計補正予算	//
認定 第8号	宜野湾市の市道認定について	認 定

23
 26
 26

昭和47年/2月26日

宜野湾市議会 議長
 古波蔵 清次郎 殿

総務常任委員会
 委員長 大川 昇

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したから会務規則第100条の規程により報告します。

事件の番号	件名	議決の結果	備考
認定議案 4号	1972年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算認定について	議定	12月22日
議案第 134号	期末手当の特例に関する条例について	原案可決	12月22日
議案第 143号	昭和47年度宜野湾市一般会計補正予算	原案可決	12月22日

議 長

以下列第10回宜野湾市議会定例会第3日
目の本会議を開きます。

議中日程は午前10時に配布してあり、議中日
程表第3号の通り進めて参ります。(午前10時9分)

議 長

日程第1.陳情第14号 下山小学校敷地賃賃
料値上げについての陳情についてを議題といた
します。

休憩をいたします。事務局より朗読をいたします。

議 長

休憩をいたします。(午前10時9分)

再開をいたします。(午前10時12分)

議 長

陳情第14号 下山小学校敷地賃賃料値上げに
ついての陳情について。経済民生教育常任委員会
に付託し、審査の方法について。閉会中の継続
審査をいたします。

議 長

日程第2.議案第148号 宜野湾市常体宅設
置及び管理条例の一部を改正する条例についてを
上程いたします。

休憩をいたします。本案を事務局より朗読をいたします。

議 長

休憩いたし給。(午前10時13分)
再開いたし給。(午前10時15分)

議 長

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

建設部長

議案第148号、宜野湾市常任住居設置月の管理条
例の一部を改正する条例について、その趣旨説明
を申し上げます。実は第10回定例議会を開催する
前に提案すべきかと思っておりましたが、実は土木部
長の方から12月16日、宜野湾市が受け付けた12月19
日になっておりました。本会議の方で上程するに
てなされたという事で急遽、昨日提案した訳で
ございますが、何分建設省の住宅局長から通達か
答っております。それによります。提案理由にもござ
います。建設省令の改正に列せられ、収入基
準が改正されたという事でござります。従って
この条例は(能研能)においては遅やかに条例改正を
たいという事が申し出が有る所でござります。
それによります。入居資格者としての収入基準の
改正規定は昭和45年8月1日から施行し、その他
の改正規定は同年4月1日から施行するという事
の内容が通達になっておりました。遅やかに市町村の
条例を改正したいという事がござりました。提案して
ござります。何分、申身にござります。その問題と有る下
うの内容でござります。で、その趣旨説明の
ご審議に列せられ、1月1日から施行を希望するに

書類に申し上げたいと思ふ所。
以上、簡単に説明いたしました。

議 答

本案に対する質疑を許す所。

議 答

議案第148号、宜野湾市常住定設置及び管理条
例の一部を改正する条例についての質疑並みに討
論を省略いたしましたと思ふ所が、ご異議ござい
ます。

議 答

ご異議ございまして、質疑並みに討論を
省略いたしました旨に付、
議案第148号については、原案通り可決する
ことにご異議ございしません。

(異議なしと見做す)

議 答

ご異議ございまして、原案通り可決することに決意いたしました。

議 答

日程第3、閉会中継続審査出席者並びに日程第
4、閉会中継続審査出席者について上程いたし
ます。これに総務委員会と建設常任委員会から
の出席者について、両案について、事務局より朗
読

議事を打ち切り、この間休憩いたします。
(午前10時19分)

議長
再開いたします。(午前10時21分)

議長
然務常任委員長の大川 昇君より閉会中継続
審査申出書が答へております。付託地に案件は
陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第5
号、陳情第12号、以上5案件に対しては閉会中に審
査したという申出書が答へております。
本申出書を認めたことにご異議ございませんか。

議長
ご異議ございませんので、閉会中継続審査
にかたうに認めたことに決定いたします。

議長
次は同じく建設常任委員会委員長の又吉正弘君
より、閉会中継続審査申出書が答へております。
案件は、陳情第17号、嘉敷後原並みに真栄原上原
原一帯の土地についての陳情。本件を閉会中の
継続審査にしたという申出書が答へておりますが、こ
れを認めたことにご異議ございませんか。

議長
ご異議ございませんので、継続審査を認め
ることに決定いたします。

議 案

次々日程第5. 議案第135号 1972年度宜野湾市養費
 研究の件一特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第6. 議案第135号 宜野湾市特別職の職員の
 非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条
 例の一部を改正する条例について. 日程第7. 議
 案第136号 宜野湾市社会福祉事務所設置条
 例について. 日程第8. 議案第137号 宜野湾市国民
 健康保険条例について. 日程第9. 議案第138号
 宜野湾市国民健康保険税条例について. 日程第
 10. 議案第139号 宜野湾市国民健康保険特別会
 計条例について. 日程第11. 議案第145号 昭和47
 年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算.
 日程第12. 議案第141号 宜野湾市畜畜場の設置
 及び管理に関する条例を廃止する条例について.
 日程第13. 議案第140号 議会施設の付帯の
 施設の利用及び廃止に関する条例の一部
 を改正する条例について. 日程第14. 議案第132号
 宜野湾市都設置条例の一部を改正する条例につ
 いて. 日程第15. 議案第133号 宜野湾市職員定数条
 例の一部を改正する条例について. 以上11案件に
 つきましては、去つた12月18日の本会議におき
 て、経済民生教育常任委員会の方に審査を付託して
 いただき、審査が終了いたしました。報告書が送
 付された。本報告書の朗読を省略いたしました。更に
 経済民生教育常任委員長のご報告をお願いいた
 します。

議 察

休憩いたし可。(午前10時25分)

再開いたし可。(午前10時28分)

経済民生教育常任委員会

表つた本会議で、経済民生教育常任委員会に付託に付した11案件に付して、審査の結果を報告申し述べ可。

本可。日程第5 認定利率 1972年度富野湾布製織研究の件一特別会計歳入歳出決算認定については、並に關係課長、経済民生部長の出席を求めて審議いたし可(2) 数字的には決算上の間違ひは見出し可(1)ので、原案通り認定いたし可(1)に決定いたして可。しかしながら、従来の審査の重点的に審査を進めたのは、この決算上の数字の問題より、今後の審議の件一の運営の問題に重点を置いて審査を進めたに可(1)あり可。

決算上におかれれば35,618億43億円の黒字決算の初年度であるが、実質的には一般会計の33,000億の繰越出、並に継続的の借入れをして可(1)の90,000億等が可(1)した、実質的の赤字で可(1)あり可。しかし数字的には決算の上からは35,618億43億円の黒字を出して可(1)あり可。しかし、現年度並に来年度についての基本的方針を市会からせし聞が可(1)あり可。この審議事項が累積赤字が増加と同時に結果的には先処理し、事業が殆ど来年度から予算措置が可(1)して可(1)の状態に可(1)して可(1)あり可。我々の審査の結果見出し可(1)あり可。市会に可(1)あり可。今後の結果を可(1)あり可。

をおいて着産を進めておるのであります。昨日の
 一般質問でも市長からお話がありましたように、
 養鰻研究センターができた当初は市内に、一宮線
 地帯に水が多かったので、その水田地帯を一宮、兼良し
 ところというところでありましたが、全市が今市衛生区
 域に変わって、現段階ではいろいろなところでも水が
 多いところ、今、市長が考えておられるのはこれは当
 然養鰻業としては沖縄全体の養鰻業の研究セン
 ターにしたいという事で、先に国領の大観山の養鰻
 組合からそういう申し入れもあつたことで、一宮線に社
 会研究センターを設置する方向にしようということで、それが
 折衝しようという方向でございまして、
 今水と同時に水産高校の誘致の問題もございまして、
 これは沖縄の将来水産高校を誘致するに
 ついていろいろお話をしておりますが、研究セン
 ターはいつか作るんじやないかという事で市長はいろいろ
 方向に腹を練りました。その方向に研究したいと、市として
 の今後の運営面においては、今度3月の定例議会
 の予算議会までに腹を練り、合理化の意向表示
 をお示ししようということで我々は早急に今後の運営の
 問題、或は経営上の問題等を3月の定例会までに、
 予算議会までに腹を練り、意思決定の方向を
 示すにしようということで、市長もいろいろして3月の予算
 議会までには予算上の措置、或は今後の方針と
 して大体の方向を見いだして今度の予算に当りよう
 ことで我々了承した訳であります。しかしその決断が
 ら見られ、或は現年度予算の状況現在の場合に非
 常に心細い。累積赤字が増えたとおっしゃる心配
 もございまして、非常にこの中に現年度において養鰻

料費の黒字購入費が1,400,000円の残額が残
 っており、実際は時期的に11月頃に入
 れるという予定が、黒字が優秀なものであ
 りたいというところから、ある程度内情を
 調べた場合には、監査員の報告に依り、10月の
 現金高が1,000円内外しか残っていない。又、職
 員のボーナスが市の一般競争予算から借りて立替
 ないで払われたという事実が見られる場合には、おそ
 く現金の予算上はあつても、現金がなければ
 状態で購入ができておいたとしても、いかにい
 うことも検討はつておられるが、予算上はあつても
 実際は金がないというものが、現実にはある程
 度成金の荒れとやらで、どうにかしては、来
 年度が非常に運営がつかなくなるんではないか
 と、それだけの予算上の黒字も入れておいて
 う状態、来年度は非常に苦しい状態ではないか
 という判断で市長に対して、予算に腹を決め
 て廃止するか、又は物事が、果の経営に拘るか、或
 は廃止するかという事で腹を決めて、次の予算議会
 においては腹を決めるというところも申し上げてお
 ります。以上、報告の報告を申し上げました。
 前年度の決算におきましては、数字的に計数的には
 黒字があつたことを認め、原案の通り認
 めることに決定いたしました。

次に、議案第135号、市野津市特別職の職費で非
 常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の
 一部を改正する条例について、関係部長の出
 席を求め、審査を進めた款であります。

本案は、民生委員を選出する委員に付する費用

149
年債に関する条例のごまひり。これ委員職1
名、委員6名、民生委員、おしと委員でございま
して、これが今度には条例にやがったものであがり、
これを追加した訳でござります。

次に、議案第136号 宜野湾市社会福祉事務
所設置条例について、本案件は、提案理由に
ござります。宜野湾市の社会福祉事務所
設置が急務であると、やらなければならない問題
でござります。本条例を通り、一応提案通り決
定することに決定いたしてござります。場所等にお
きましては、困難にござります。可としてござります
が、審査の対象の場合に、この事業は、一
般に要する者、或は非救済者、或は身体障害者等
が利用するものが多く、存する役所の窓口に近
いところにあると、このようにござります。どうにか
この方法を打ち出すべきと、このように検討を進め
てもらった訳でござりますが、現段階においては水通
部が使っているとこの問題、或は今、瓦ぶらである
とこの職員の更迭等も検討は、この訳でござります
が、非常に場所的に融通が、ござります。新しい
新庁舎でどうにかして現状の提案した場所を
ごまひり。さしてこれと、この訳で我々も了承した訳で
ござります。

次に、議案第137号 宜野湾市国民健康保険
条例については、昨日の一般質問でもござりました
が、非常に他市町の10月施行というこ
ろで、市民の方からやせ早くしなさいというごまひり
があったものでござります。内容にござります。果が
示した内容の、この訳でござりました。提案通り可決

ありたいとしております。
 以上が議案第138号 直野湾市国民健康保険
 税条例についてでございます。本案件につきましては、
 内容はつぎのとおりでございます。他市町村がやってお
 りたいと同じでございますが、浦添の方方式とは違
 っており、本市は第4方式をとり、所得割額、そ
 のほか資産割額、非保険者均等割額、世帯別
 均等割額といった5つの方式をとり、その方法
 がいいかという点で、4方式を採用して
 おります。税率内容につきましては、案の中を通
 りであるようにしております。先健康保険条例の設
 置に伴い、この問題に付しましては、健康保
 険税は浦添の場合には保険料、というふうにな
 っておりますが、直野湾の場合には「税」として
 いた方がよいという点で税条例として
 しております。

次に、議案第139号 直野湾市国民健康保険特別
 会計条例につきましては、先健康保険をやら
 せようという点で特別会計を設けるという
 内容の条例でございます。原案の通り可決
 するものと決定をいたしております。

次に、議案第145号 昭和47年度直野湾市国民
 健康保険特別会計予算でございますが、これも先
 の健康保険税に關係いたしまして、一応予算を
 計上しております。この健康保険
 の徴収の状況は、ある程度予算の中にも赤
 字予算にたつておるという点も考慮され、
 予算が、まはせじやでございまして、これが運
 営については、保険税を課したら、それが完全に
 足りぬ状態、懸念を感ずる場合があります。

際会計が赤字という点も考えられたので、これに
らむに特別の徴収の方法が、色んな方法
でやるべきでないかという点も当局にお願いた
して、本案の通り可決することに決定いたして
あります。

議案第141号並びに議案第140号、議案第
132号に付しては、先づ諮問に列した屠場
の改築の是非について諮問がござりました。改築
付しないという答申に列して一応4月1日から
止しようという点に伴っての条例の改廃でござ
りました。本案件も本案の通り可決すべきことと決定
をいたしてあります。

次に、議案第133号、宜野湾市職員定数条例の
一部を改正する条例に付しては、先に決定いた
した福祉事務所の新設に列して定員の
15名の増を、職員定数を増やそうとして一応
本案の通り可決すべきことと決定いたしてあります。

以上着書のご報告を申し上げます。ご質疑に
お答をいたしたいと思っております。

議 答

以上11案件について委員各別着書のご報告が
列しました。本報告に対する質疑を言います。

1 着

国民健康保険実施に伴う両案件に対し、
保委委員各別から本案可決の決定のご報告が列
した。本会議でもって可決されるかもしれませんが
これは別として使用開始が来年の1月1日です。

いすか、その使用開始に間に合うために市当局は何かの準備をたすか。又、大丈夫でございすか。ご答弁をお願いいたします。

経済民生部長

お答えいたします。これは、議案の工程の場合にもお断り申し上げたように、1月1日実施のために本来ならば議案が議決されてから準備するものが妥当ではありませぬけれども、そういう時期的な関係で準備を進めさせてもらいたいというふうにご要望申し上げてお通りでございます。後、おこなった準備も終了して、現在去る23日から国民健康保険証書の交付をしております。1月1日から保険書の証書の利用がござるようには準備を整え、現在交付してござる段階でございます。

1 着

その準備に当たっては、議会にご報告され、議会にご配慮願いたいという要請をうけたおこなったこととございすか、その保険証書の複製保険者の保険証書の交付が23日から関係者に交付した。これは、準備の段階については準備の段階にはござるけれども、それに伴う法案が、条例、規則、規程が可決されておこなった実施をうけてございすか、交付の作業はござるかとお答えいたします。

経済民生部会

定例第11回

1 審

ニ水俣病防止ニ関スル国民健康

1 着

利子は当然宜野湾市民1万5千人の方々が一日七早くの思慮に二つあるのが当局で議定も勿論配慮、考慮すべきことではございませうが、もっとこの面については皆さんが採用準備を早目にして臨時会でも招集してこの問題を早目に滞りなくすべしであるという感じを幾つか部でございませうが、今回やれぬことでこの状況でございませうが、しかし、この証券交付という事は、その条例が可決された前までに済むという事は、私は納得し兼ねる部でございませうが、しかし、急を要する問題であると思っております。この状況では議定を無視したような経過に於てやにとらわさると思ふ部ですが、これはいかがですか。

経済民生部長
 ご指摘の通りでございます。

1 着
40. 以上。

議 長

(注)に質疑もないうてありませうが、経済民生教育常任委員会の方から報告もなされたが、本案につきましては質疑を終ることにいたしました。あわせて委員長の報告も終了です。

議 長

認定利率1992年度宜野湾市債償還研究セカ一特
宜野湾市議会

別会計歳入歳出決算認定についての討論を求めた。

議 答

討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 答

ご異議ございませんので、討論を省略したいとして表決いたします。

認定第1号につきましては、条例の通り認定することにご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議 答

ご異議ありませんので、左様決定をいたします。

議 答

次議案第135号宮野崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を求めた。

議 答

本案につきしても討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 答

ご異議ございませんので、討論を省略したいとして表決いたします。

議 長

議案第135号についで、原案の通り可決することに公衆議ごさうせいが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

ご異議ありければ、左様決定をいたします。

議 長

次、日程第9、議案第136号、宜野湾市社会福祉事務所設置条例についての討論を求めます。

議 長

本案についで、討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございせんか。

議 長

ご異議ございなければ、討論を省略したいとして決定いたします。

議 長

議案第136号についで、原案の通り可決することに公衆議ごさうせいが。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

ご異議ございなければ、左様決定をいたします。

議 名
日程第9 議案第137号 宜野湾市国民健康保
険条例についての討論を求めた。

議 長
本案につきこれら討論を省略いたしましたと思
いますが、ご異議ございませんか。

議 員
ご異議ございませんので、討論を省略いたした
表決に付します。

議 員
議案第137号につきこれら本案の通り可決することに
ご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議 長
ご異議ございませんので、本案の通り可決することに
決定をいたしました。

議 名
日程第9 議案第138号 宜野湾市国民健康保
険税条例についての討論を求めた。

議 長
本案につきこれら討論を省略いたしましたと思
いますが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議 長

議案第138号については、原案の通り可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの時)

議 長

ご異議ございませんので、原案の通り可決することに決定いたしました。

議 長

日程第10、議案第139号「直野湾市国民健康保険特別会計条例」についての討論を求めます。

議 長

本案についても討論を省略いたし、可決に同意いたします。ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議 長

議案第139号については、原案の通り可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

ご異議ございませんので、原案の通り可決することに決定をいたしました。

議 長

日程第11、議案第145号、昭和47年度宜野湾市国民健康保険特別会計予算についての討論を求めます。

議 長

本案につきましては討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしまして議決に付します。

議 長

議案第145号につきましては原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

ご異議ございませんので、原案通り可決することに決定をいたしました。

議 長

日程第12. 議案第141号 宜野湾市馬場の高場の
設置及び管理に関する条例を廃止する条例に
ついての討論を求めます。

議 長

本案につきましては討論を省略いたしましたと思
います。ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたし
まして表決に付します。

議 長

議案第141号につきましては原案の通り可決する
ことにご異議ございませんか。

(異議なしと叫ぶ)

議 長

ご異議ございませんので、原案の通り可決することに
決定いたしました。

議 長

日程第13. 議案第140号 議会の議決に付すべき
広の施設の利用及び廃止に関する条例の一部
を改正する条例についての討論を求めます。

議 者

本案に付いては討論を省略いたしましたと思
う方が、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたし
まして表決に付します。

議 者

議案第140号に付いては原案の通り可決するこ
とにご異議ございませんか。

(異議ありません)

議 者

ご異議ございませんので、原案の通り可決するこ
とに決定をいたしました。

議 長

日程第14、議案第132号、宜野湾市郡設置条例の
一部を改正する条例についての討論を求めます。

議 者

本案に付いては、討論を省略いたしましたと思
う方が、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ございませんので、討論を省略いたし
まして表決に付します。

議長

議案第132号に付しては、原案の通り可決することに付異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、原案の通り可決することに決定をいたしました。

議長

日程第15、議案第133号、宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についての討論を求めます。

議長

本案に付しても討論を省略いたしますと思っております。ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしますに決まっております。

議長

議案第133号に付しては、原案の通り可決することに付異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長

ご異議ごなければ、原案の通り可決するこ
とに決定をいたしました。

議 長

次、日程第16、議案第5号、1972年度宜野湾市公
有水面埋立特別会計歳入歳出決算認定について、
日程第17、議案第6号、1972年度宜野湾市土地區
整理第一地区清算金特別会計歳入歳出決算認
定について、日程第18、議案第142号、宜野湾市下水
道条例について、日程第19、議案第144号、昭和47
年度宜野湾市下水道事業特別会計補正予算につ
いて、日程第20、議案第146号、昭和47年度宜野湾
市水道事業会計補正予算について、日程第21、認
定第8号、宜野湾市の市道認定について、日程第22
陳情第8号、公有水面使用並に埋立許可願
について、水工7案件に付された、去つた18日の本
会議におきまして、建設常任委員会の方に審査を
付託してありましたが、審査が終了し、報告書が
参っており、事務局の朗読を省略いたしました。
直ちに建設常任委員会又吉正弘君にご報告を希
願いたします。

建設常任委員会

日程第16から日程第22までの7案件に付し、
建設常任委員会に付託されたので、その審査の経
過の結果、順を追ってご報告いたします。
まず、認定第5号、1972年度宜野湾市公有水面埋
立特別会計歳入歳出決算認定についてご報告

いたしす所。

本決算に付まわしては、一般会計からの繰り入れ収入に付て不十分あり。是レ支出は土木その他に使用され、決算認定に付まわしては間違ひござらぬとてしたので、原案通り可決可決可決と委員会として決定してござります。

次、議案第6号、1972年度宜野湾市土地區画整理第二地區清算金特別会計歳入歳出決算認定に付てご報告申し上げます。

本案件に付しおしては、清算の決算にござらぬが、2件の未納があるからござらぬが、これを早目に処理する所強く要望し、又、当局においてもその年終まで十分と確約されしたので、本案件に付しては認定可決と委員会として決定してござります。以上。

次、議案第142号、宜野湾市下水道条例に付てご報告申し上げます。本案件は、初めての条例にござらぬが、これを作成する上において本土の三市の条例を参考に検討され、成案されたからござらぬが。

それから使用料、特に変わったところで使用料にござらぬが、この使用料の算定に付しては今の下水道工事の方が民政府の方が90パーセント補助されておりましたが、今度から国庫補助が40パーセント、それ残り60パーセントが自費でやらなければならないという関係に付ておりました使用料が算定されたからござらぬが、特に問題点は今の件にござらぬが、以上、審査の結果、委員会として可決可決可決と委員会として決定してござります。

議案第144号 昭和47年度直野津市下水道事業特別
 会計補正予算についてのご報告が、この補正予
 算に添付して。当初 補助金の繰出金が360
 円計算で計上したために同月から305円計算で支
 出されたため、その分減額されているように
 あり。それと同時に支出の面におきまして、美里村
 に割り当てられた補助金のうち、美里がどうしても
 支出執行できないと、返上したためこれを直野津
 市が引き継ぎたい支出工事があるというふうな
 ことで補正が組まれているようにござります。
 以上、委員会といたしまして原案通り可決を
 決定しております。

次、議案第146号 昭和47年度直野津市水道事業会
 計補正予算についてご報告申し上げます。
 本予算に對しまして、異例の補正予算でござ
 います。どうして自分から出てきたか、一般予算か
 ら繰り入れたか、要を述べた予算でござ
 ります。その原因を説明いたしたところ、復帰に伴
 って5月15日に新しい予算が成立し、その時支出
 の場合は360円を繰り出し、その収入の場合は
 305円で見積りした。これは非常に緊縮予算でござ
 りました。それと同時に下水道工事の施工に伴
 って漏水が激しく、その有収率が例年当初の見積
 りが95.6パーセントに落ちたというふうな
 ことがあり、その結果、下水道工事がつづいて、水道管の
 破裂などがいろいろあるため、有収率が70パー
 セントから72パーセント程度に低下し、特に収入の落
 ち込みが生じているという補正予算の措置に
 依つております。委員会といたしまして、これ

全額出た。本補正予算は原案通り可決すべきも
 のと決意をしておりました。
 次、認定番号、宜野湾市の市道認定についてで
 ございます。この認定は、伊佐地区と普天間地区からの
 申請でございます。その道路におきまして幅員等、
 勾配等も検討いたしました。当然、本道路は
 認定すべきものとして我々、建設委員会として認
 定すべきものと決意しておりました。
 次、陳情第8号、公有水面使用並に埋立許可
 願についてでございます。
 この問題は、業は普通の手続きとしてあるから一
 応は埋立許可と認め、政府に許可権限は
 ございます。市には何も権限がございませぬ。一応は業
 政府の方に許可願をしまして、そして政府の方から
 宜野湾市に対しての諮問として来るのが常例かと思
 っております。しかしながらこの陳情第8号は、一応市
 向きの問題であるが、この意味から陳情として
 しております。そこで、その現場を見れば、
 伊佐の地先でございます。下北通公社が掘り
 ました。その掘りかき、軍の浚渫船でござい
 ます。これをリーフを使用しようというものが
 ございまして、これは我々、建設委員会として
 二を二にしようとして、かつ宜野湾市が埋
 めた。この護岸が、防波堤に当たって、
 いかんか、一応は認め、
 化管村の漁業権が認められ、復帰以前は海
 の場合は境界がございまして、
 業権の認定がございまして、
 宜野湾市議会

本土復帰のたしなで、本土法にありおとすは、領界
 がちゃんと決められていなくてはならない。そこで、我々
 直野連合として、もしこの業者が、この仕事をしなく
 ても将来直野連合がこれを使用しようとした場合、この
 北谷村の漁業権というものが大なる問題として発生
 してこようと思っております。そのへんは当局におまかせ十分
 法的権限を調査されたい。何が聞くと了らなければ、
 調査され3ヶ月以内は異議申し立て期間か
 ある方に聞取らなくてはならない。そういう面も当局は十
 分調査されたい。その期間が法的にあるならばこれを
 早目に異議申し立てをしてもらいたい。そういうこ
 とも十分お話し申し上げております。この際、これを
 受け止めるという漁業権の問題、そういうことも純
 解決すべきではないかと。そういう意見も委員会
 の中で出ております。以上、この陳情に答えたいは
 採択すべきであるとして建設委員会としては決定して
 おります。以上、この案件に對しては報告を申し上げ
 皆様方のご質問に對してお答えしたいと思っております。
 以上、報告を終ります。

議 者

以上、この案件に對して委員会報告の経過並
 びに結果の報告が終了した。
 本報告に對し、質疑を許す。

19 者

二、三点ばかりお聞きしたいと思っております。
 本報に最初に議案第146号の水道事業の補正に
 對して、委員会の報告に對して、950万の一般
 小野西市議会

会計からの繰り入れ。これは支出では360円、歳入では305円とゆう事なことを言われておりました。更に有収率の問題でもおられたと、漏水の問題も言われておりました。この事については原因は調査して見ました。例を挙げても、今問題になっておりました年との給水の関係でも、それはごまかして見ました。

建設常任委員会

この一ヶ月前があると言われている。そのことを聞いておられる。このことは当初予算を計上した場合には算入するということは見積ってある。計上されておられた。しかしながら職員としては復帰後は必ず入るとは言えない。このことはごまかすという事がある程度予想しておいた。もしそれが入って来ればこのことはなかった。しかし当初の予算を計上した場合には別の市町村へ運送したりは当初から入るものとして予算を計上しておいた。このことはごまかす。官庁等の場合は、これは予算上には組み入れておいた。よろしくごまかす。

19 着

この事。一応これは池田町村のようには組み立てた。この一ヶ月前の今度の補正の収入は3950万の繰り入れの要因に当たると解される側面もある。このことである。

建設常任委員会

この事。当初に計上した。おられた。収入は収入